



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 保安林の皆伐面積の限度（森林管理課）…………… 1
- 公有水面埋立免許の出願の要領（港湾課）…………… 1

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則…………… 5

告 示

沖縄県告示第410号

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和5年12月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖 縄 北 部	水源かん養保安林	223.54
	土砂流出防備保安林	8.38
沖 縄 中 南 部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八 重 山	水源かん養保安林	583.24
伊 是 名 村	干害防備保安林	1.10
久 米 島 町	干害防備保安林	1.16
座 間 味 村	干害防備保安林	6.48
渡 嘉 敷 村	干害防備保安林	2.50
恩 納 村	干害防備保安林	9.54
宮 古 島 市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.24

沖縄県告示第411号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、令和5年12月1日から同月21日まで沖縄県土木建築部港湾課及び与那原町役場において縦覧に供する。

令和5年12月1日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 出願書受理年月日 令和5年9月6日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 与那原町字上与那原16番地 与那原町

イ 代表者 与那原町字上与那原16番地 与那原町長 照屋勉

(2) 埋立区域

ア 位置

(7) 埋立区域1 与那原町字上与那原1020番1、1021番及び1022番の地先公有水面

(イ) 埋立区域2 与那原町字上与那原1027番から1084番に至る地先公有水面

(ウ) 埋立区域3 与那原町字上与那原1086番2から1096番に至る地先公有水面

イ 区域

(7) 埋立区域1 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（E.L+1.04m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 大里城（父5）の地点（北緯26度11分11秒、東経127度45分35秒）から355度08分22秒2367.98メートルの地点

②の地点 ①の地点から49度43分05秒5.02メートルの地点

③の地点 ②の地点から26度40分04秒1.25メートルの地点

④の地点 ③の地点から54度51分53秒13.90メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から55度31分06秒19.85メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から52度51分35秒20.01メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から324度49分56秒0.83メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から234度30分44秒20.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から236度55分42秒19.86メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から231度12分17秒13.93メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から234度50分15秒1.10メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から234度52分12秒5.00メートルの地点

(イ) 埋立区域2 次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と⑳の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位（E.L+1.04m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑬の地点 大里城（父5）の地点（北緯26度11分11秒、東経127度45分35秒）から359度08分59秒2479.24メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から22度22分13秒7.29メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から56度24分50秒6.42メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から91度09分35秒6.52メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から67度46分40秒6.50メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から53度45分43秒8.63メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から53度46分29秒20.00メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から53度46分08秒20.00メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から323度46分24秒0.91メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から236度33分16秒20.02メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から233度06分46秒20.00メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から235度38分45秒8.64メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から259度22分21秒5.40メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から263度37分16秒6.37メートルの地点

- ㉗の地点 ㉖の地点から238度14分59秒8.55メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から192度38分04秒7.59メートルの地点
- (ウ) 埋立区域3 次の各地点を順次に結んだ線及び㉙の地点と㉚の地点を結ぶ令和5年の春分の満潮位 (E.L+1.04m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ㉙の地点 大里城 (父5) の地点 (北緯26度11分11秒、東経127度45分35秒) から1度13分40秒2544.41メートルの地点
 - ㉚の地点 ㉙の地点から57度15分17秒3.08メートルの地点
 - ㉛の地点 ㉚の地点から53度28分01秒17.45メートルの地点
 - ㉜の地点 ㉛の地点から53度27分57秒20.00メートルの地点
 - ㉝の地点 ㉜の地点から53度27分41秒11.31メートルの地点
 - ㉞の地点 ㉝の地点から51度28分53秒8.81メートルの地点
 - ㉟の地点 ㉞の地点から51度28分55秒20.00メートルの地点
 - ㊱の地点 ㉟の地点から51度28分47秒20.00メートルの地点
 - ㊲の地点 ㊱の地点から51度28分55秒20.00メートルの地点
 - ㊳の地点 ㊲の地点から51度28分33秒20.00メートルの地点
 - ㊴の地点 ㊳の地点から51度13分37秒20.00メートルの地点
 - ㊵の地点 ㊴の地点から51度27分33秒9.55メートルの地点
 - ㊶の地点 ㊵の地点から54度16分26秒10.29メートルの地点
 - ㊷の地点 ㊶の地点から53度50分40秒20.00メートルの地点
 - ㊸の地点 ㊷の地点から54度16分34秒20.00メートルの地点
 - ㊹の地点 ㊸の地点から54度16分32秒20.00メートルの地点
 - ㊺の地点 ㊹の地点から54度13分06秒11.49メートルの地点
 - ㊻の地点 ㊺の地点から324度17分23秒2.05メートルの地点
 - ㊼の地点 ㊻の地点から234度15分26秒11.49メートルの地点
 - ㊽の地点 ㊼の地点から234度27分30秒20.00メートルの地点
 - ㊾の地点 ㊽の地点から234度34分33秒20.00メートルの地点
 - ㊿の地点 ㊾の地点から233度36分08秒20.00メートルの地点
 - ㋀の地点 ㊿の地点から233度43分53秒10.29メートルの地点
 - ㋁の地点 ㋀の地点から232度30分42秒9.66メートルの地点
 - ㋂の地点 ㋁の地点から231度22分25秒20.00メートルの地点
 - ㋃の地点 ㋂の地点から231度24分38秒20.00メートルの地点
 - ㋄の地点 ㋃の地点から228度10分58秒20.03メートルの地点
 - ㋅の地点 ㋄の地点から231度19分52秒20.00メートルの地点
 - ㋆の地点 ㋅の地点から234度10分51秒20.02メートルの地点
 - ㋇の地点 ㋆の地点から231度23分06秒8.81メートルの地点
 - ㋈の地点 ㋇の地点から233度47分23秒11.24メートルの地点
 - ㋉の地点 ㋈の地点から233度47分14秒20.00メートルの地点
 - ㋊の地点 ㋉の地点から232度08分19秒17.45メートルの地点
 - ㋋の地点 ㋊の地点から246度39分24秒2.86メートルの地点

ウ 面積

- 埋立区域1 85.76平方メートル
- 埋立区域2 138.91平方メートル
- 埋立区域3 490.10平方メートル
- 合 計 714.77平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

- ア 位置 与那原町字与那原1020番1から1027番を経て1095番1に至る間の地先公有水面
- イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とBの地点を結んだ線により囲まれた区域
 - Aの地点 三等三角点大里城 (父5) の地点 (北緯26度11分11秒、東経127度45分35秒) から355度22分19秒2362.437メートルの地点
 - Bの地点 Aの地点から54度51分48秒24.65メートルの地点

- Cの地点 Bの地点から46度37分07秒10.97メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から54度51分44秒153.63メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から54度15分15秒32.50メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から53度46分16秒64.12メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から53度36分47秒26.89メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から53度28分01秒48.86メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から51度28分56秒118.47メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から54度16分25秒85.01メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から43度15分29秒23.73メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から313度14分38秒12.55メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から275度08分13秒9.38メートルの地点
- Nの地点 Mの地点から211度23分14秒16.68メートルの地点
- Oの地点 Nの地点から234度16分19秒83.88メートルの地点
- Pの地点 Oの地点から231度28分49秒118.48メートルの地点
- Qの地点 Pの地点から233度27分59秒48.64メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から241度24分13秒10.95メートルの地点
- Sの地点 Rの地点から233度36分53秒5.08メートルの地点
- Tの地点 Sの地点から225度49分54秒10.96メートルの地点
- Uの地点 Tの地点から233度46分10秒64.10メートルの地点
- Vの地点 Uの地点から271度10分05秒9.08メートルの地点
- Wの地点 Vの地点から299度43分05秒7.13メートルの地点
- Xの地点 Wの地点から221度35分56秒9.92メートルの地点
- Yの地点 Xの地点から195度49分36秒15.71メートルの地点
- Zの地点 Yの地点から234度51分45秒167.46メートルの地点
- A[〓]の地点 Zの地点から144度50分46秒1.68メートルの地点
- B[〓]の地点 A[〓]の地点から234度51分41秒28.57メートルの地点

ウ 面積 10,014.11平方メートル

(4) 埋立地の用途 道路用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年12月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年11月30日 沖縄県指令土第797号、令和5年10月5日 沖縄県指令土第669号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字大浜南大浜420番ほか2筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 株式会社ニトリ
代表取締役 武田政則
- 5 検査済証番号 令和5年10月24日 第4901号

6 工事完了年月日 令和5年10月19日

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第15号

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第7号中「3月25日」を「3月21日」に改める。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第6号中「3月25日」を「3月21日」に改める。

(沖縄県立中学校管理規則の一部改正)

第3条 沖縄県立中学校管理規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第7号中「3月25日」を「3月21日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---